

鳥取県コロナ克服借換特別資金の御案内

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の皆さまを対象に、いわゆる「ゼロゼロ融資」等の返済負担軽減のための借換や経営再生の取組に対する資金を円滑に供給するための融資です。

融資条件

融資利率 (変動金利)

○融資期間10年以内の場合

- ・通常利率: **1.63%**
- ・特別利率: **1.40%**(当初3年間)※

○融資期間10年超の場合

- ・通常利率: **1.81%**
- ・特別利率: **1.61%**(当初3年間)※

※特別利率の適用は、専門家を活用して策定した経営改善計画をとったり企業支援ネットワーク等が認めた場合に限る。

資金使途

借換資金、運転資金及び設備資金※

※運転資金、設備資金は本資金での借換と併せて行う経営再生の取組に必要なものに限る。

融資限度額

2億8千万円

融資期間

15年以内

(据置3年以内※を含む)

※事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)貸付の場合。一般貸付は据置1年以内。

保証

保証協会の保証が必要

保証料率

年0.45~1.08%(9区分)の範囲内で保証協会が決定

※経営安定関連保証(セーフティネット保証)5号、7号又は8号の適用を受ける場合は**0.70%**

※事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)貸付の場合は**0.3%**

融資対象者

経営改善計画を策定して取扱金融機関及び保証協会、並びに商工団体及び鳥取県経営サポートセンター等の支援を受けて経営再生に取り組むものであつて、次の全てに該当する者

- ・最近3か月間又は直近決算期の売上高等又は営業利益が平成30年4月以降のいずれかの年の同期に比べ減少しているもの
- ・保証協会の信用保証付き借入金の借入残高を有するもの
- ・保証協会の信用保証が付いていない借入金の借入残高がある場合には、当該借入金について、この資金の融資とは別に、金融機関から原則としてこの資金と同等な返済緩和効果のある借換等を行うことによって、資金繰りの改善効果を十分に発揮することができるもの

※事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)貸付の要件は企業支援課ウェブページをご覧ください。

取扱期間／令和8年3月31日(火)申込受付分まで

申込窓口

各商工会議所、各商工会、中小企業団体中央会、金融機関 等
各機関窓口にて「鳥取県コロナ克服借換特別資金」についてお尋ねください。

お問い合わせ窓口

鳥取県 商工労働部 企業支援課 (電話)0857-26-7249

E-mail / kigyou-shien@pref.tottori.lg.jp

ウェブページ / <https://www.pref.tottori.lg.jp/317125.htm>

